

福山市観光パンフレット作成業務仕様書

1 業務の名称

福山市観光パンフレット作成業務

2 業務の目的

本業務は旅マエ(旅行前)、旅ナカ(旅行中)においてニーズに合った情報を伝えるパンフレットを作成することで、福山市への訪問意欲、満足度、再訪問意欲を向上させ、本市への観光誘客を促進することを目的とする。

3 業務の内容

(1) パンフレット全体の企画、デザイン等の作成

- ・企画立案、デザイン、写真撮影、文章作成、レイアウト、編集、校正などパンフレット作成に必要な全ての作業を実施すること。
- ・見やすさ、わかりやすさに配慮したデザイン、色彩及びフォントを用いること。
- ・写真、イラスト等の紙面構成に必要な資料等は、受注者において入手することとする。ただし、発注者が所有している写真や資料は可能な範囲で提供する。

(2) 掲載する市内観光コンテンツの取材・撮影等

本市の観光コンテンツに対する取材、写真撮影、資料収集などを行うこと。

なお、取材先及び撮影・取材日数は、内容を発注者と受注者で協議の上、決定することとする。

(3) 製作業務全般の管理

- ・受注者において、専門の知見を有する者による原稿校正や標記の統一を図るための内容の確認を行った後、発注者による原稿内容の確認及び校正を受けること。
- ・受注者は、発注者による原稿内容の確認及び校正を受けた後、訂正及び変更等の指示があった場合は速やかに対応するものとする。
- ・最終校正完了後、発注者による確認完了通知を受注者が受領したのち、印刷作業に取り掛かることとする。

(4) パンフレットの仕様等は次のとおりとする。

ア 仕様

A4フルカラー、12ページ(表紙・裏表紙含む)以上で、

委託費内で作成可能な部数を提案すること

イ 発行部数

40,000部以上で、委託費内で作成可能な部数を提案すること

ウ 紙質

90K以上で、委託費内で作成可能な紙質を提案すること

エ デザイン等

WEB上で閲覧する場合にも見やすいデザインや仕様とすること。

(5) その他追加提案

契約金額の範囲内で独自に推薦できる提案があれば、積極的に提案すること。

4 納入物と納期

(1) 紙媒体

ア 納品場所

公益社団法人福山観光コンベンション協会

イ 納入部数

前条(4)イで指定した部数

ウ 納期日

2023年(令和5年)10月31日(火)

(2) データ

ア 納品場所

公益社団法人福山観光コンベンション協会

イ 納入物

a 冊子の電子データ(PDF等)

b 版下データ(CD又はDVD)

c 写真データ

d その他、受注者と協議の上、発注者が必要と認めたもの

ウ 納期日

2023年(令和5年)10月31日(火)

5 業務体制

(1) 本業務を円滑に進めるため、受注者は、本業務に必要な知識及び経験を有する業務従事者を確保するなど、十分な業務体制を整備するとともに、不測の事態が生じた場合においても本業務を遂行できる業務体制を整備すること。

(2) 本業務にかかる責任者を必ず置くこと。

6 著作物の利用及び著作権

本契約により発生した著作物の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定

する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。)及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、発注者に譲渡されるものとする。また、受注者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。本著作物等の著作権は発注者に帰属することとする。

7 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、発注者と受注者の十分な協議及び緊密な連絡調整を行い、円滑かつ効率的な実施に努めること。
- (2) 発注者が、版下データを使用して印刷できるものとする。
- (3) 受注者は、業務従事者の名簿及び実施計画書を契約後速やかに発注者に提出すること。異動・計画変更のあるときも同様する。業務従事者の交代時は連絡を緊密にし、業務に支障をきたさないこと。
- (4) 本業務を実施する上で疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項がある場合は、速やかに発注者と協議すること。
- (5) 業務の実施に当たっては、関連法令を遵守すること。
- (6) 本業務の実施に必要な経費は、全て契約金額に含まれるものとし、発注者は、契約金額以外の費用を負担しない。
- (7) 本業務を実施する上で発注者又は受注者が仕様書の変更を要すると判断した場合は双方協議の上、発注者の予算の範囲内で仕様書を変更できるものとする。
- (8) その他、成果物に関する疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、決定するものとする。